

障害者活躍推進計画（羽幌町農業委員会）

1 機関名 羽幌町農業委員会

2 任命権者 羽幌町農業委員会会長

3 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

4 羽幌町農業委員会における障害者雇用に関する課題

羽幌町農業委員会は、令和6年6月現在、法定雇用率が設定されない規模の機関である。また、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

なお、これまで大きな問題が生じたことがなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。

5 目標

（1）採用に関する目標

常勤職員については町からの出向者のため、採用等は行っていない。

非常勤職員については、任用を行っており、法定雇用率が設定される規模となった場合は、法定雇用率の達成及び任命状況通報により把握や進捗管理を行う。

（2）定着に関する目標

なし

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

（3）キャリア形成に関する目標

職員からの自己申告書の提出等を通じて、引き続き可能な業務について職域を拓けるよう努める。

（評価方法）人事評価などを基に把握

6 取組内容

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

- ・障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。
- ・障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員が在籍した場合には、町総務課に設置する相談窓口を紹介する旨、職員が閲覧できるイントラネット等にて周知する。
- ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障

害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用

募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労機関からのみの受け入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。